

## 福井県丹南広域組合庁用自動車管理規程

平成9年3月31日  
訓 令 第 1 号

### ( 目的 )

第1条 この規程は、福井県丹南広域組合（以下「組合」という。）が所有する庁用自動車（以下「自動車」という。）の適正な管理と効率的かつ安全な運行を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

### ( 定義 )

第2条 この規程において「自動車」とは、組合の所有に属する自動車であつて、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項及び第3項に定めるものをいう。

2 この規程において「運転者」とは、自動車運転免許を有する職員で管理者が認めたる者をいう。（ただし、二輪車を除く。）

### ( 管理の総括 )

第3条 自動車は、自動車を専用して使用する課等で管理し、事務局長（以下「局長」という。）が総括管理を行なう。

### ( 整備担当者 )

第4条 所属課等に整備担当者を置き、局長が職員のうちから任命する。

2 整備担当者は、所属長の命により次の事項を行なう。

- (1) 自動車の点検、整備及び維持管理に関すること。
- (2) 運行制限その他必要な指示に関すること。
- (3) 事故防止に必要な処置に関すること。
- (4) 整備上必要な意見を所属長に進言すること。

### ( 管理 )

第5条 所属長は、配車及び燃料、修繕、部品等について管理する。

### ( 自動車の駐車場 )

第6条 自動車は、指定の場所に置かなければならない。ただし、緊急性のあるもの等やむを得ないものについては、関係機関と協議してその場所を定める。

### ( 自動車の使用 )

第7条 自動車は、公務以外には使用することができない。

第8条 自動車を使用するときは、自動車使用申請書（様式第1号）により所属長の承認を受けなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

2 使用承認を受けた後において、時間又は行程を変更するときは、その変更の承認を受けなければならない。ただし、使用中やむを得ない理由により変更

したときは、事後に所属長の承認を受けなければならない。

第9条 自動車を使用し得る時間は、勤務時間内とする。ただし、特に必要あると認めた場合はこの限りでない。

( 運行後の措置 )

第10条 運転者は、自動車運転日報(様式第1号)を記載し、翌朝所属長に提出しなければならない。

第11条 整備担当者は、毎月末をもって、自動車の走行距離及び燃料給油量等を自動車運転月報(様式第2号)により局長に報告しなければならない。

( 定期点検及び仕業点検 )

第12条 整備担当者は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条の規定に基づく定期点検を実施しなければならない。

2 運転者は、始業前に車両の点検を実施し、その結果を仕業点検表(様式第3号)に記録しなければならない。

( 修繕 )

第13条 整備担当者は、自動車の修繕を必要とする場合は、速やかにその手続きを取るものとする。

( 燃料 )

第14条 運転者は、燃料を必要とする場合は、指定業者において給油するものとする。ただし、出張中やむを得ない理由により燃料を給油したときは、帰庁後所定の手続きをとるものとする。

( 事故報告 )

第15条 運転者は、庁用自動車について事故が発生したときは、速やかに所属長に報告し、事故報告書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

( その他 )

第16条 この規程に定めるもののほか、自動車管理について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

様式第1号(平成 年規程 号・第8条、第10条)

( 年 月分 )

自動車使用申請書(兼運転日報)

所 属	
車 名	
登録番号	

				当月総 走行回		km
日 (曜日)	所属長 承認印	行 先 用 途	使 用 時 間	走 行 メ - タ	使 用 者 (同乗者)	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	
( )			~		( )	

様式第2号(平成 年規程 号・第11条)

自動車運転月報 ( 月分 )

組合庁用自動車管理規程第11条の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

福井県丹南広域組合事務局長 殿

課整備担当者

印

車名	登録番号	運行日数	当月末日 メ-夕指示km	当月1日 メ-夕指示km	月間走行距離 (一日平均)km	所属長
						月間注油量 (メ-夕走行km)
					( )	( )

燃料費 円	消耗費 円	修繕費 円	手数料 円	重量税 円	保険料 円	整備・修理の 記録

### 仕 業 点 検 表

所属		車名		登録番号	
----	--	----	--	------	--

年 月 日(曜)	点 検 箇 所 ・ 点 検 項 目 等																点検者 (氏名)	整備担 当者
	運 転 席				ボンネット					前部・後部等								
	ブレーキ 踏代・引 等 代等	警笛器の 音量 等	バックミ ラー汚れ 等	車検証等 の携帯	ブレーキ 液の量等	ラジエタ 水の量等	エンジン オイルの 量等	ファンパ ルトの張 り等	ハッテリ -液の量 等	前照燈・ 車幅燈	タイヤの 損傷、空 気圧等	方向指示 器の作動 等	尾燈・ハ ック燈作 動等	反射器・ 番号票等	カブリン ・オイル 量等			
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
( )																		
記号	良		否	×	修理													

様式第4号(平成 年規程 号・第15条)

自動車事故報告書

管理者	副管理者	局長	次長	所属長	整備担当者

事故発生日時		平成 年 月 日( ) 午 時 分(天候 )			
事故発生場所		( 道路名 )			
事故 の 当 事 者	当方	所属		車名・所管	課
		職氏名		形式・番号	
	相手方	住所(TEL)		車名・形式・番号	
		氏名		契約保険会社名	
		職業又は勤務先		保険契約者	
事故原因 及び概要 (添付書類)					
傷害の部位 及び程度		当方			
		相手方			
物件破損 程度		当方		評価	円
		相手方		評価	円
運転者に関する調(当 方が加害者の場合)		当日の健康状態		運行経路 の経験	
		事故車両 運転経験		車両運行に係る刑 事、行政罰の有無	
事故処理状況					
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 運転者 同乗者					